（対象労働者明示用）

**あなたの仕事は、労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられている対象公契約に該当します。**

　公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、対象公契約に係る業務を行っている事業者（受注者と人材派遣契約を締結している事業者を含みます。）は、労働関係法令の遵守状況について京都市上下水道局に報告する必要があり、その内容を公契約に従事する労働者に知らせることが義務付けられています。

（京都市公契約基本条例第２０条）

（対象公契約の名称）

（受注者、指定管理者又は下請負者等の名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の労働関係法令の遵守状況は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | はい | いいえ |
| 労働条件 | ⑴　常時１０人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。※　従業員が１０人未満の場合は、記入していただく必要はありません。 |  |  |
| ⑵　就業規則の周知を労働者に行っていますか。 |  |  |
| ⑶　労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。 |  |  |
| 労働時間 | ⑷　時間外及び休日の労働に関する協定（３６協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。 |  |  |
| 保険 | ⑸　労災保険に加入していますか。 |  |  |
| ⑹　雇用保険に加入していますか。 |  |  |
| ⑺　健康保険に加入していますか。 |  |  |
| ⑻　厚生年金保険に加入していますか。 |  |  |
| 賃金 | ⑼　法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。 |  |  |
| ⑽　賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月１回以上、一定期日を定めて支払っていますか。 |  |  |
| ⑾　最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。 |  |  |

※１　上記の項目の「いいえ」に「○」がある事業者は、改善措置に必要な一定期間内（やむを得ない事情がある場合を除き京都市上下水道局（以下「当局」という。）と契約してから６か月以内）に、その措置結果を当局に報告する必要があります。措置結果についても、事業者は、あなたに明らかにする必要があります。

２　もし、上記の項目の内容が、あなたが認識している事実と異なる場合、※１の措置結果について、あなたに明らかにしていない場合、あるいは、虚偽の報告がされている場合は、当局にお申し出ください。

改善のため当局から必要な指導を行います。また、悪質な事業者については、事業者名を公表したうえで、京都市の競争入札への参加を停止します。

　京都市上下水道局総務部契約会計課　　　電　　　話　　　　０７５－６７２－７７２８

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ファックス　　　　０７５－６８２－０２８６